第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内二輪自動車等」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」を「法附則第五十八条第二項に規定する政令で定める二輪自動車等（以下この項において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第二項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第二号」を「附則第五十八条第二項第二号」に改め、同号ニ中「当該」を削り、「附則第五十八条第六項第三号」を「附則第五十八条第二項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、「又は」を「、又は」に改め、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する対象区域内二輪自動車等」を「対象区域内二輪自動車等」に改め、同項第二号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に、「軽自動車（二輪のものに限る。）」を「二輪の軽自動車」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「以下この号」を「ロ⑴及びハ⑴」に改め、同号ロ及びハを次のように改める。

ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　誓約書

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　誓約書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。⑵において「持出日証明書類」という。）

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第八項第三号中「当該二輪自動車等が」を「対象区域内二輪自動車等が」に改め、同号イ中「附則第五十八条第六項第一号」を「附則第五十八条第二項第一号」に、「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」を「道路運送車両法第七十二条の三に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面（ロ⑵において「二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）であつて用途を廃止した二輪の小型自動車が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（ロ⑴及びハ⑴において「用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）」に改め、同号ロ及びハを次のように改め、同項を同条第二項とする。

ロ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第二号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　二輪自動車検査記録事項等証明書であつて解体した二輪の小型自動車が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなつたことを証するもの（ハ⑵において「解体二輪自動車検査記録事項等証明書」という。）及び当該二輪自動車等を解体したことを証する書類

ハ　対象区域内用途廃止等二輪自動車等が法附則第五十八条第二項第三号に掲げる二輪自動車等に該当する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める書類

⑴　当該二輪自動車等の用途を廃止した場合　用途廃止二輪自動車検査記録事項等証明書及び法附則第五十八条第二項第三号に規定する移動させた日を証する書類（当該移動させた日を証する書類をやむを得ない理由により提出することができない場合には、当該移動させた日を確認するため当該二輪自動車等の主たる定置場所在の市町村の長が適当と認める書類。⑵において「持出日証明書類」という。）

⑵　当該二輪自動車等を解体した場合　解体二輪自動車検査記録事項等証明書、当該二輪自動車等を解体したことを証する書類及び持出日証明書類

附則第二十六条第九項中「対象区域内軽自動車等のうち小型特殊自動車」を「対象区域内小型特殊自動車（自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車をいう。以下この項において同じ。）」に、「買主。以下この項」を「買主。第一号イ」に、「当該対象区域内軽自動車等」を「当該対象区域内小型特殊自動車」に、「附則第三十五条第十項」を「附則第三十五条第四項」に改め、同項第一号イ中「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」を「法附則第五十八条第三項に規定する政令で定める小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）」に改め、同号ロ中「当該」を削り、「附則第五十八条第十三項」を「附則第五十八条第三項」に改め、同号ハ中「当該」を削り、「附則第五十八条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同号ニ中「当該」を削り、「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同号ホ中「当該」を削り、同号ヘ中「法附則第五十八条第十三項に規定する」を削り、同項第二号中「附則第五十八条第八項第一号」を「附則第五十八条第三項第一号」に、「以下この項」を「次号及び第四号」に改め、同項第三号中「附則第五十八条第八項第二号」を「附則第五十八条第三項第二号」に改め、同項第四号中「附則第五十八条第八項第三号」を「附則第五十八条第三項第三号」に改め、同項を同条第三項とする。

第一号の三様式を次のように改める。

［第一号の三様式　挿入］

第三号様式別表裏面を次のように改める。

［第三号様式別表裏面　挿入］

第六号様式別表四の四を次のように改める。

［第六号様式別表四の四　挿入］

第十六号の十様式中「円×ⓘ」を「15.0円×ⓘ」に改める。

第十六号の十二様式中「円　×ⓐ」を「15.0円　×ⓐ」に改める。

第十六号の十四様式中「税率」を「15.0円」に改める。

第十六号の十六の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、同様式の表中「第12条の２の７の２第３項」を「第12条の２の８第３項」に、「第12条の２の７の２第４項」を「第12条の２の８第４項」に改め、同様式記載要領中「附則第12条の２の７の２第３項又は第４項」を「附則第12条の２の８第３項又は第４項」に、「附則第12条の２の７の２第４項」を「附則第12条の２の８第４項」に改める。

第十六号の三十の三様式中「附則第四条の八の二」を「附則第四条の九」に、「附則第12条の２の７の２第１項」を「附則第12条の２の８第１項」に、「附則第４条の８の２第８項」を「附則第４条の９第８項」に改める。